

【表紙】

- | | |
|---------------|---|
| 【提出書類】 | 公開買付届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成26年5月16日 |
| 【届出者の氏名又は名称】 | ゼニス・ロジスティクス・リミテッド
(ZENITH LOGISTICS LIMITED) |
| 【届出者の住所又は所在地】 | 中華人民共和国香港特别行政区 ワンチャイ ハーバーロード6-8 シュイ
オンセンター ユニット 1211-14
(Unit1211-14 Shui On Centre, 6-8 Harbour Road Wanchai, Hong Kong) |
| 【最寄りの連絡場所】 | 該当事項はありません。 |
| 【電話番号】 | 該当事項はありません。 |
| 【事務連絡者氏名】 | 該当事項はありません。 |
| 【代理人の氏名又は名称】 | 弁護士 池原 元宏
同 森山 弘毅
同 久保田 征良 |
| 【代理人の住所又は所在地】 | 東京都千代田区内幸町二丁目2番2号富国生命ビル1007号
野村総合法律事務所 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都千代田区内幸町二丁目2番2号富国生命ビル1007号
野村総合法律事務所 |
| 【電話番号】 | 03-3591-1171 (代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 弁護士 池原 元宏
同 森山 弘毅
同 久保田 征良 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号) |
- (注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、ゼニス・ロジスティクス・リミテッド (ZENITH LOGISTICS LIMITED) をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社ゼロをいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注7) 本書中の「本公開買付け」とは、本書提出による公開買付けをいいます。
- (注8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。
- (注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

株式会社ゼロ

2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3【買付け等の目的】

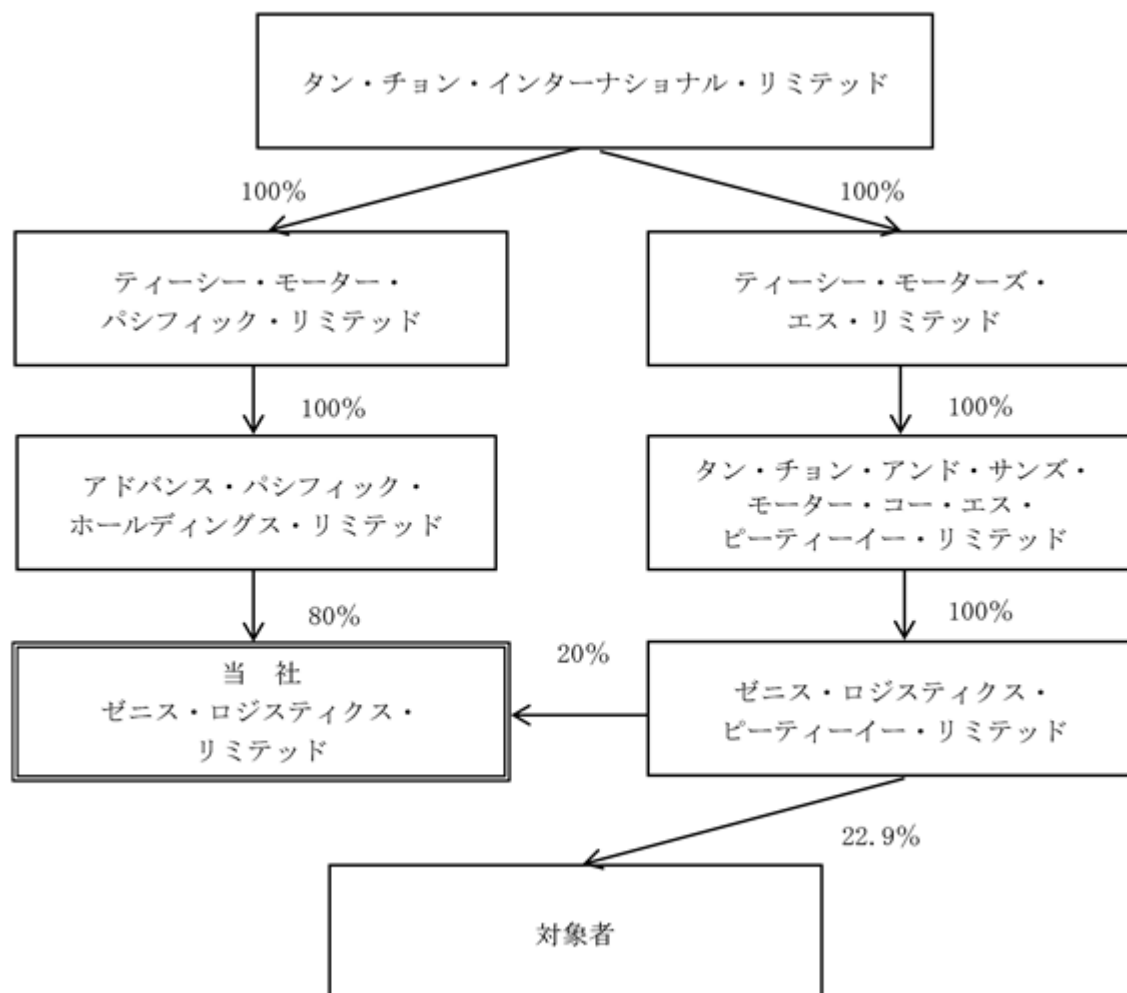
(1) 本公開買付けの概要

当社は、対象者の株券等の取得及び保有を主たる目的として、バミューダ諸島において設立され、香港証券取引所に上場するタン・チョン・インターナショナル・リミテッド (Tan Chong International Limited) (以下「TCIL」といいます。) の関係会社 (TCIL及びその関係会社を以下「TCILグループ」といいます。) による出資を受けて、香港法に基づき設立された有限責任会社です。

この度、当社は、対象者とTCILグループの資本関係及び事業連携を強化し、対象者の持続的な事業拡大に対してより深く貢献することを目的として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

また、TCILは本公開買付けに際し、対象者との間で、ASEAN地域における事業を拡大するため、より緊密に資本・業務提携を行うことを目的として、平成26年5月15日付で資本業務提携契約 (以下「本資本業務提携契約」といい、同契約に基づく契約関係を「本資本業務提携」といいます。本資本業務提携契約の内容につきましては、下記「(3) 本公開買付けに関する重要な合意等」をご参照ください。) を締結しております。

当社は、TCILの完全子会社であるティーシー・モーター・パシフィック・リミテッド (TC Motor Pacific Limited) の完全子会社であるアドバンス・パシフィック・ホールディングス・リミテッド (Advance Pacific Holdings Limited) (以下「APHL」といいます。) が発行済株式の80%を出資し、TCILの完全子会社であるティーシー・モーターズ・エス・リミテッド (TC Motors (S) Limited) の完全子会社であるタン・チョン・アンド・サンズ・モーター・コー・エス・ピーティーイー・リミテッド (Tan Chong & Sons Motor Co (S) Pte. Limited) の完全子会社であるゼニス・ロジスティクス・ピーティーイー・リミテッド (Zenith Logistics Pte. Limited) (以下「ZLPL」といいます。) が発行済株式の20%を出資し、本公開買付けのために香港法に基づき設立された有限責任会社です。資本関係図にすると以下のとおりとなります。



本書提出日現在、当社は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部に上場している対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を所有していませんが、当社の株主であるZLPLが対象者株式3,915,400株（株式所有割合（注）22.91%）を所有しており、対象者の主要株主である筆頭株主に該当します。

（注） 対象者が平成26年5月15日に公表した平成26年6月期第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）に記載された平成26年3月31日現在の対象者株式の発行済株式総数（17,560,242株）から、平成26年3月31日現在対象者が所有する自己株式数（467,711株）を控除した株式数（17,092,531株）に対する割合を、以下「株式所有割合」といいます。なお、小数点以下第三位を四捨五入しており、以下株式所有割合の計算において同じとします。

本公開買付けにおいては、対象者とTCILグループの資本関係及び事業連携を強化することを主な目的とするものの、本公開買付け成立後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であることから、買付予定数の下限を1,896,000株（株式所有割合11.09%）。なお、本公開買付けにより当該株式の買付け等を行った後にTCILグループが所有することになる対象者株式合計（5,811,400株）の株式所有割合は34.00%、上限を4,802,000株（株式所有割合28.09%）。なお、本公開買付けにより当該株式の買付け等を行った後にTCILグループが所有することになる対象者株式合計（8,717,400株）の株式所有割合は51.00%）としております。本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（1,896,000株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。また、応募株券等の総数が買付予定数の上限（4,802,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わず、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

なお、対象者が平成26年5月15日に公表した「ゼニス・ロジスティクス・リミテッドによる当社株券に対する公開買付けに関する意見表明及びタン・チョン・インターナショナル・リミテッドとの資本業務提携のお知らせ」

(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、本公開買付け及び本資本業務提携に関して慎重に検討した結果、対象者が置かれた国内における事業環境は一層厳しさを増すことが予想され、今後、更なる拡大が予想されるアジア地域への進出は不可欠であり、従来よりの事業パートナーであるTCILグループとの資本関係を強化し、業務提携関係を深化させることは、今後の対象者の更なる成長・発展と企業価値の一層の向上に資すると判断し、平成26年5月15日開催の対象者取締役会において、審議及び決議に参加した取締役(取締役8名中、出席取締役7名)7名の全員一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明することを決議したとのことです。一方で、本公開買付けにおいては買付予定数の上限が設定され本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される予定であるため、対象者の株主としては本公開買付け後も対象者株式を所有することも十分な合理性が認められることに鑑み、本公開買付けに応募するか否かについては中立の立場をとり、対象者の株主の皆様の判断に委ねることを決議したとのことです。なお、対象者取締役会の決議の詳細については後記「(4) 本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の同意及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(2) 本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け後の経営方針

当社を含むTCILグループは、平成25年12月31日現在子会社87社及び関連会社13社により構成され、シンガポール、香港、中国、タイ等のアジア地域において主に自動車の製造・流通・販売を中心に、産業機械、不動産、金融などの領域で事業展開を行い、平成25年12月期における連結売上高は9,146.5百万香港ドルとなっております。

一方、対象者は、昭和36年10月に、日産自動車株式会社(以下「日産自動車」といいます。)の全額出資により、日産自動車の新車を全国販売会社へ輸送する専門会社として、日産陸送株式会社の商号で設立されましたが、平成11年10月に、日産自動車が全世界で継続的に利益を出し、成長し続けるための包括的な再建計画である「日産リバイバルプラン(NRP)」を発表し、その中に「保有株式を費用対効果の観点で売却する」との方針が盛り込まれ、この方針の下、約1,400の日産自動車グループ会社は4社を除き売却対象になり、コア事業である自動車製造業に属していなかった対象者は売却対象となりました。対象者の代表取締役社長の岩下世志氏は、経営陣の独立性維持に加え、従業員の雇用の継続性、日産自動車以外の取引先の拡大の可能性を考慮してマネジメント・バイアウトを推進し、平成13年5月に、東京海上キャピタル株式会社が運営・管理する投資ファンドであるTMCAP2000投資事業有限責任組合(以下「TMCAP」といいます。)、AIGジャパン・パートナーズ・インクが運営・管理する投資ファンドであるエイアイジー・ジャパン・オポチュニティ・ファンド・エル・ピー(AIG Japan Opportunity Fund, L.P)(以下「AJOF」といいます。)及び岩下世志氏をはじめとする経営陣が共同で日産自動車の保有する対象者の全株式を取得することで日産自動車と合意し、また日産自動車との資本関係が無くなったことから商号を株式会社ゼロに変更しました。その後、更なる業容の拡大を企図して、平成17年8月に、東京証券取引所市場第二部上場を経て現在に至っております。

対象者は、『品質』、すなわち、「お客様に安全で良質な輸送・サービスを提供すると共に、お客様の期待以上のサービスを創造することにより、豊かな社会の発展に貢献する。」という企業理念を掲げており、様々なお客様のニーズに対応したあらゆるサービスの質の向上を活動の基本としております。対象者は、平成25年12月31日現在対象者及び子会社15社と関連会社2社(以下「対象者グループ」といいます。)で構成され、その事業は、(a)自動車メーカー・販売会社、オートリース事業者、引っ越し事業者等からの車両輸送の受託やその周辺の自動車関連事業、(b)石炭やその他の原材料事業者、衛生機器メーカー、化学製品メーカー、大手家電販売店から製品の輸送、荷役、保管業務を受託する一般貨物事業、(c)病院や幼稚園等から自家用自動車運行管理業務の受託やドライバーや軽作業従事者を派遣するヒューマンリソース事業から成り立っております。また、対象者グループは中長期的な計画として、新車輸送の領域拡大、中古車輸送のシェア拡大、輸送収益性の改善とサービス強化、及び業界再編に向けた取り組みによる既存主幹事業である車両輸送関連事業を強化することに加え、車両輸送関連事業と並ぶ事業の柱の構築及びアジアへの展開を進めるとのことです。

TCILグループは、平成16年8月にTMCAP及びAJOFから対象者株式1,180,000株(平成18年6月に実施した株式分割を考慮後で3,540,000株。株式所有割合20.71%)を取得し、その後の対象者の平成17年8月の東京証券取引所市場第二部上場の際に33,900株(平成18年6月に実施した株式分割を考慮後で101,700株。株式所有割合0.59%)を取得し、更に平成18年6月の対象者による株式分割(1株を3株に分割)、平成24年3月の対象者株式210,000株

(株式所有割合1.23%。市場外取引。取得単価254円)の取得及び平成25年9月の対象者株式63,700株(株式所有割合0.37%。市場外取引。取得単価362円)の取得を経て、本書提出日現在、対象者株式3,915,400株(株式所有割合22.91%)を保有しております。その間、TCILグループと対象者グループは、平成22年8月には、成長が見込める中国本土における中古車関連事業の運営会社設立を視野に、香港に香港法により八菱有限公司(以下「八菱」といいます。)を、対象者が51%を、APHLが49%を出資して設立するとともに(現在は50:50の対等出資となっております。)、中国における中古車関連事業への参入について株主間契約を締結し、平成23年2月に、八菱の完全子

会社である広州八菱有限公司を設立しました。また、平成25年11月には、ASEAN加盟国における海路及び陸路等のインフラ整備に伴いASEAN地域全体を連結する広域物流への転換が見込まれる市場動向を背景に、輸送並びに自動車周辺ビジネスをASEAN域内で展開することを目的として、シンガポールにシンガポール法によりティーシー・ゼロ・カンパニー・プライベート・リミテッド（TC Zero Company Private Limited）を、対象者とTCILの完全子会社であるティーシー・トレーディング・リミテッド（TC Trading Limited）がそれぞれ50%を出資して設立するとともに、ASEANにおける自動車関連事業への進出について株主間契約を行うなど、業務上の提携関係を進めて参りました。対象者が属する車両輸送業界について、日本国内においては、自動車販売台数はいわゆるバブル期の平成2年に年間777万台に達したものの、その後のバブルの崩壊によって減少の一途を辿ってきたとのことです。日本自動車工業会によれば、直近では、平成25年後半から消費税引き上げの駆け込み需要が始まり、対前年比100.1%の5,376千台となりましたが、平成26年は4月からの消費税増税の反動により、4,850千台（対前年比90.2%）にまで減少すると予測されており、対象者は、平成27年4月の軽自動車の税制改正、同10月消費税増税を背景に、需要が増減することが見込まれるものの、中期的には日本国内自動車新車市場は400万台前後の縮小傾向にあると判断せざるを得ない状況であると認識しているとのことです。また、国内自動車市場の縮小に伴う輸送台数の減少に加えて、輸送の短距離化、中長距離海上輸送の促進、インターネット販売やインターネット情報の普及による販売形態の進化により、お客様目線の納期を重視したきめ細かい輸送体制を確立することが必須と考えているとのことです。加えて、対象者は、日本の労働市場において今後深刻な人員不足が発生すると考えており、ヒューマンリソース事業における乗務員の確保及び乗務員を供給できる体制の構築の強い必要性を認識しているとのことです。一方で、世界に目を向けると、従来の欧米先進国に加えて、中国、インドをはじめとした新興経済発展諸国においても、自動車販売が急速に増加しており、自動車の運送を主要な事業とする対象者にとって、他のアジア諸国への進出は、売上高・収益を拡大するために必要不可欠であると認識しているとのことです。また、対象者によれば、アジア諸国の自動車販売台数が増加している反面、自動車の整備を含むアフターサービスの領域は成熟しておらず、大きな発展が見込まれること、中古車のオークション取引が、今後、発展すると見込まれることから、対象者グループは、今後、アジアを主戦場とすることにし、その戦略をさらに強化する方針とのことです。

かかる状況下、TCILグループと対象者グループは、継続して、ASEAN地域における更なる業務提携関係の深化のための意見交換を行って参りました。更に、TCILグループと対象者グループは、平成25年12月頃から、アジア地域における事業をより積極的かつ迅速に行うためには、資本関係を含む提携関係をより強固なものにすることが望ましいとの考えになり、そのためにより深い戦略的な提携内容等に関して、日本を含めたアジア域における業界環境見通し及びTCILグループと対象者グループの経営資源のシナジーの観点から協議を重ねた結果、TCILグループと対象者グループが持つ自動車関連事業のノウハウ、事業基盤を組み合わせ、ASEAN地域における自動車関連の組立生産から、輸送、販売、アフターサービス、中古車流通、解体までのバリューチェーンを構築することを目的として、平成26年5月15日に本公開買付けの実施及び本資本業務提携契約の締結を決定いたしました。

なお、本公開買付けが成立した場合には、当社は、本資本業務提携契約に基づいて事業を運営していく考えであり、今後の対象者の経営体制については、本公開買付け後に両社で協議を進める予定です。また、現時点において、TCILから対象者に対して1名（対象者の取締役8名中）の取締役を派遣しております。TCILと対象者は、TCIL（その子会社を含みます。）から派遣する対象者の取締役の適切な人数について、本資本業務提携契約を通じて、対象者の企業価値を増大させることを考慮しつつ協議します。なお、現時点において、対象者の役員構成を変更することは予定しておりません。

(3) 本公開買付けに関する重要な合意等

TCILは、対象者との間で、本公開買付けに関連して、平成26年5月15日付で、本資本業務提携契約を締結しており、主要な項目の概要は以下のとおりです。

(a) 資本提携の内容

TCILグループ及び対象者グループは、ASEAN地域における事業を拡大するため、より緊密に資本業務提携を行うことを望んでおり、それを目的として、TCILは、当社をして、日本法に基づく手続に従い、かつ本資本業務提携契約に規定の諸条件に従って、本公開買付けにより、対象者の発行済普通株式を取得せしめ、ZLPLと共にTCILグループで対象者の議決権の過半数を取得する。対象者は、本資本業務提携契約に規定の諸条件に従って、当社による本公開買付けに関連して上記目的達成のために必要な協力を行う。

TCILは、本公開買付けにより、当社が買付予定数の上限を超える対象者株式数を取得しないこと、対象者の東京証券取引所市場第二部への上場を維持することを意図し、かつ本公開買付け完了後、対象者の全株主の利益のために対象者の企業価値の最大化すべく対象者の事業運営を行うことを意図していることを確認する。

(b) 本公開買付けの実施

i) TCILは、(ア)対象者が本公開買付けにつき賛同する取締役会決議を行い、当該決議について意見表明を行い、かつ、これと異なる旨の決議を行っておらず当該賛同決議又は意見表明を撤回していないこと、(イ)対象者の表明及び保証事項並びにTCILが対象者に対し合理的な範囲で求める追加の表明及び保証事項が真実であり正確であること(注1)、(ウ)本公開買付けの開始以前に、対象者が本資本業務提携契約に基づく義務について重要な点において履行していること及び本資本業務提携契約に基づく義務に重大な違反がないこと(注2)、(エ)本公開買付けを禁止し又はその他制限する日本国内外における裁判所または行政機関の判決、命令若しくは決定が実施又は係属中でないこと、(オ)法第166条第2項に規定の重要事実の非開示がないこと、(カ)対象者及び当社が、本公開買付け又は本資本業務提携契約を終了させる旨の合意を行っていないこと及び本資本業務提携契約がその規定に従って終了していないこと、(キ)本資本業務契約締結日以降、対象者の業務、資産、負債、連結財務状態、連結財務業績、連結キャッシュフロー、利益予測に関し、重大な影響を及ぼす事象が生じていないこと、(ク)対象者が当社に対し、本資本業務締結契約に定めた条件を充足していることを確認する旨記載した、対象者のエグゼクティブ・オフィサーが署名捺印した証明書を交付することを前提条件として、当社をして、本公開買付けを実施せしめる。但し、TCILは、対象者の事前の承諾を得た上で、買付条件等を変更することができ、対象者は合理的な理由がない限り承諾する。

(注1) 本資本業務提携契約における対象者の表明及び保証事項として、(1)対象者の設立の適法性及び存続の有効性、(2)対象者の本資本業務提携契約の義務の履行に必要な権限の存在及び社内手続の履践、(3)本資本業務提携契約の法的拘束力及び強制執行可能性、(4)対象者による本資本業務提携契約の履行が、対象者が法的に拘束される契約等について債務不履行等とならないこと、(5)対象者の発行済株式の有効な発行並びに新株予約権等の譲渡等に関する契約又は発行済転換権付有価証券等の不存在、(6)対象者の開示資料及び対象者グループの財務諸表の正確性並びに偶発債務の不存在、(7)対象者の財務状況又は業務執行に重大な悪影響を及ぼす法令違反の不存在、(8)平成25年7月1日以降、対象者の事業、資産、負債、連結財務状況等に重大な悪影響を及ぼす事態の不存在、(9)未開示の重大な事実の不存在、(10)開示された情報及び資料の正確性、が規定されております。

(注2) 本資本業務提携契約において、対象者は、本公開買付けの開始までに履行又は遵守すべき義務として、(1)デューディリジェンスへの協力義務、(2)事業を通常通り実施する義務、(3)重要な非開示情報が判明した場合の当社との協議及び開示義務、(4)秘密保持義務、(5)本公開買付けの公表義務、(6)本資本業務提携契約上の地位又は権利義務の譲渡禁止義務を負っております。

ii) 対象者は、(ア)本資本業務提携契約に定めるTCILの表明及び保証事項が重要な点すべてにおいて真実かつ正確であること(注1)、(イ)本公開買付けの開始までの本資本業務提携契約に基づくTCILの義務について重大な違反が存在しないこと(注2)、(ウ)本公開買付けについての公開買付届出書の内容が本資本業務提携契約の本旨または内容に相反しないことを前提条件として、本公開買付けにつき賛同の取締役会決議を行い、当該賛同決議について意見表明を行い、当該賛同決議を維持する。

対象者は、TCILの書面による承諾なく当社以外の第三者が開始した公開買付け(以下「対抗的公開買付け」といいます。)に賛同してはならない。対象者は、本資本業務提携契約締結日以降、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)の満了日までの間に、対抗的公開買付け、買集め行為その他の買付けに関する提案があった場合には、当該提案の内容をできる限り詳細にTCILに報告し、当該提案への対処策及び本資本業務提携契約に定める本公開買付けにかかる条件の見直し等につき速やかにかつ誠実に協議する。前記にかかわらず、対象者が本件公開買付けに対する賛同意見表明を維持・継続すること及び対抗的公開買付けへ反対意見表明を行うことが対象者の取締役の忠実義務又は善管注意義務に違反するおそれが相当程度あると対象者が合理的に判断する場合には、対象者は前記義務を免れる。

(注1) 本資本業務提携契約におけるTCILの表明及び保証事項として、(1)TCIL及び当社の設立の適法性及び存続の有効性、(2)TCIL及び当社の本資本業務提携契約の義務の履行に必要な権限の存在及び社内手続の履践、(3)本資本業務提携契約の法的拘束力及び強制執行可能性、(4)TCIL及び当社による本資本業務提携契約の履行が、TCIL及び当社が法的に拘束される契約等について債務不履行等とならないこと、が規定されております。

(注2) 本資本業務提携契約において、TCILは、本公開買付けの開始までに履行又は遵守すべき義務として、(1)秘密保持義務、(2)本公開買付けの公表義務、(3)本資本業務提携契約上の地位又は権利義務の譲渡禁止義務を負っております。

(c) 業務提携の内容

i) 業務提携プロジェクト案の検討

TCILグループと対象者グループは、本資本業務提携の一環として、以下のプロジェクト案につき検討を行う。

- イ) ASEAN市場において、自動車関連産業で製造から解体までをサポートするための自動車バリューチェーンを構築すること
- ロ) タイ国における板金修理や塗装事業と自動車の輸送に関する共同事業を推進すると共に、自動車オークション事業への参入を検討し、自動車のアフターセールス全般に係わる機能の確立を計画すること
- ハ) TCILグループのASEAN地域における広範な事業ネットワークを活用し、優秀な人材を日本に供給するために対象者と共同で教育・養成プログラムを開発すること
- ニ) タイにおけるトラックボディ製造事業への参入

ii) 業務提携委員会

TCILグループ及び対象者グループの上級管理職により構成される業務提携委員会を設置するものとし、随時会議を開催するものとする。

iii) 取締役の構成

TCILと対象者は、TCIL又はその関係会社から派遣する対象者の取締役の人数について、対象者の企業価値を増大させることを考慮しつつ協議を行う。

(d) 終了・解除事由

本資本業務提携契約は、(i)本公開買付けが平成26年5月31日までに開始されない場合には終了する。但し、TCIL及び対象者の合意によりかかる期限を変更することができる。また、本資本業務提携契約は、(ii)平成26年7月31日までに本公開買付けが完了しない場合（但し、TCIL及び対象者の合意によりかかる期限を変更することができる。）、(iii)本公開買付けによる応募株券等の総数が買付予定数の下限（1,896,000株）に満たない場合にも直ちに解除される。

(4) 本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社及び対象者は、対象者の社外取締役であるタン・エンスン氏が、TCILの会長及びZPLPの取締役を務めていることから、本公開買付けの公正性及び適正を担保するため、以下の措置を講じております。

① 当社による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付けにおける対象者株式の買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）の決定にあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である太陽A S G有限責任監査法人（以下「太陽A S G」といいます。）に対して、対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。太陽A S Gは、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価法、類似会社比準法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「D C F法」といいます。）の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、当社は太陽A S Gから平成26年5月14日に対象者の株式価値に関する株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）を取得いたしました。

当社は、太陽A S Gから取得した本株式価値算定書の算定結果を参考として、当社において実施した対象者に対する買取監査（デュー・ディリジェンス）の結果、過去の対象者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の直近1年間の市場株価の動向及び本公開買付けの応募の見通し等を総合的に勘案し、平成26年5月15日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり830円と決定いたしました。

なお、本公開買付価格の算定の基礎の詳細については、後記「4 [買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数]」の「(2) [買付け等の価格]」をご参照ください。

② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、本公開買付価格の公正性・妥当性を担保するための基礎資料として、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である株式会社A G Sコンサルティング（以下「A G Sコンサルティング」といいます。）に対象者の株式価値の算定を依頼し、A G Sコンサルティングから平成26年5月14日に対象者の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得したとのことです。なお、対象者は、A G Sコンサルティングから本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

A G Sコンサルティングは、対象者株式の株式価値算定にあたり、対象者が継続企業であるとの前提の下、市場株価法、類似会社比較法及びD C F法を採用し、対象者株式の株式価値を算定しているとのことであり、各方式に基づき算定した対象者株式の1株当たりの株式価値は、それぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価法	597円から644円
類似会社比較法	702円から859円

DCF法 726円から926円

市場株価法では、最近における対象者株式の市場取引の状況等を勘案の上、平成26年5月14日を基準日として、東京証券取引所における対象者株式の直近1ヶ月間の終値の単純平均株価622円（小数点以下四捨五入、以下本項の円の数値において同じとします。）、直近3ヶ月間の終値の単純平均株価644円及び直近6ヶ月間の終値の単純平均株価597円を基に、普通株式1株当たりの株式価値の範囲を597円から644円までと分析しているとのことです。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲は、702円から859円までと分析しているとのことです。

他方で、DCF法では、対象者より提出された対象者に係る事業計画をベースに、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が平成26年6月期第3四半期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を726円から926円までと分析しているとのことです。

なお、DCF法による分析に用いた対象者の業績見込において大幅な増減益を見込んでいる事業年度はないとのことです。

また、AGSコンサルティングは、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。

③ 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、その意思決定過程等における透明性及び合理性を確保するため、対象者及び当社から独立したリーガル・アドバイザーである隼あすか法律事務所を選任し、同法律事務所から、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の方法、過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けているとのことです。

④ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の同意及び監査役全員の異議がない旨の意見

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成26年5月15日開催の対象者取締役会において、対象者の企業価値・株主価値の向上に関する検討、当社の意向、上記「② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」記載の株式価値算定書、上記「③ 対象者における独立した法律事務所からの助言」に記載の法的助言を踏まえた上で、本公開買付け及び本資本業務提携に関して慎重に検討した結果、対象者が置かれた国内における事業環境は一層厳しさを増すことが予想され、今後、更なる拡大が予想されるアジア地域への進出は不可欠であり、従来よりの事業パートナーであるTCILグループとの資本関係を強化し、業務提携関係を深化させることは、今後の対象者の更なる成長・発展と企業価値の一層の向上に資すると判断し、平成26年5月15日開催の対象者取締役会において、タン・エンスン氏を除く対象者取締役7名の全員一致により、本公開買付けに賛同する旨を決議したとのことです。

また、直近1年間の東京証券取引所市場第二部における対象者株式の市場価格に対して一定のプレミアムが付されていることや、AGSコンサルティングから取得した対象者株式の株式価値算定書に照らせば、本公開買付け価格は妥当であると考えられるものの、本公開買付けにおいては買付予定数の上限が設定され本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される予定であるため、対象者の株主としては本公開買付け後も対象者株式を所有することも十分な合理性が認められることに鑑み、本公開買付けに応募するか否かについては中立の立場をとり、対象者の株主の皆様の判断に委ねることを決議したとのことです。

なお、対象者の社外取締役であるタン・エンスン氏は、TCILの会長及びZLPLの取締役を務めていることから、意思決定における公正性を可及的に確保する観点から、本公開買付けに関する対象者取締役会における審議及び決議には一切参加していないとのことです。そして、上記取締役会には対象者社外監査役3名を含む対象者監査役の4名全員が出席し、いずれも、対象者取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べているとのことです。

(5) 本公開買付け後の株券等の取得予定

当社は、対象者とTCILグループの資本関係及び事業連携を企図して本公開買付けを実施するものであり、現時点において、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付け後に対象者株式を追加で取得することは予定しておりません。

(6) 本公開買付けによる上場廃止の可能性

対象者株式は、本書提出日現在、東京証券取引所市場第二部に上場しておりますが、本公開買付けは、買付予定数の上限（4,802,000株）を設定しておりますので、本公開買付け後の、TCILグループの対象者株式の所有株式数は、最大で8,717,400株（株式所有割合：51.00%）にとどまる予定です。従って、本公開買付けの成立後も、対象者株式は、引き続き上場が維持される予定です。

4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1)【買付け等の期間】

①【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成26年5月16日（金曜日）から平成26年6月12日（木曜日）まで（20営業日）
公告日	平成26年5月16日（金曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス (http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)

②【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、平成26年6月26日（木曜日）までとなります。

③【期間延長の確認連絡先】

連絡先 野村総合法律事務所
弁護士 久保田 征良
03-3591-1171（代表）
東京都千代田区内幸町二丁目2番2号富国生命ビル1007号
確認受付時間 平日9時から17時まで

(2)【買付け等の価格】

株券	普通株式 1株につき金830円						
新株予約権証券	—						
新株予約権付社債券	—						
株券等信託受益証券 ()	—						
株券等預託証券 ()	—						
算定の基礎	当社は、本公開買付価格の決定にあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である太陽ＡＳＧに対して、対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。なお、太陽ＡＳＧは当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付に関して、重要な利害関係を有しておりません。 太陽ＡＳＧは、本公開買付における算定手法を検討した結果、市場株価法、類似会社比準法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、当社は太陽ＡＳＧから平成26年5月14日に本株式価値算定書を取得いたしました。なお、当社は太陽ＡＳＧから、本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。 本株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。 <table> <tr> <td>市場株価法</td><td>597円から644円</td></tr> <tr> <td>類似会社比準法</td><td>555円から822円</td></tr> <tr> <td>DCF法</td><td>772円から843円</td></tr> </table> 市場株価法では、平成26年5月14日を算定基準日として、対象者株式の東京証券取引所市場第二部における基準日の直近の取引成立日である平成26年5月13日の終値610円、直近1ヶ月間の終値単純平均値622円、直近3ヶ月間の終値単純平均値644円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値597円を基に、対象者株式の1株当たりの価値の範囲は、597円から644円までと分析しております。 類似会社比準法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲は、555円から822円までと分析しております。 DCF法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が平成26年6月期第3四半期以降に創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲は、772円から843円までと分析しております。	市場株価法	597円から644円	類似会社比準法	555円から822円	DCF法	772円から843円
市場株価法	597円から644円						
類似会社比準法	555円から822円						
DCF法	772円から843円						

	なお、DCF法による分析に用いた対象者の業績見込において大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。 当社は、太陽ＡＳＧから取得した本株式価値算定書の算定結果を参考として、当社において実施した対象者に対する買収監査（デュー・ディリジェンス）の結果、過去の対象者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の直近１年間の市場株価の動向及び本公開買付けの応募の見通し等を総合的に勘案し、平成26年５月15日開催の取締役会において、本公開買付け価格を１株当たり830円と決定いたしました。 なお、本公開買付け価格である１株当たり830円は、本公開買付けの実施についての公表日の直近の取引成立日である平成26年５月13日の対象者株式の東京証券取引所市場第二部における終値610円に対して36.07%（小数点以下第三位を四捨五入）、平成26年５月14日までの直近５営業日の終値単純平均値613円に対して35.40%（小数点以下第三位を四捨五入）、平成26年５月14日までの直近１ヶ月の終値単純平均値622円に対して33.44%（小数点以下第三位を四捨五入）、平成26年５月14日までの直近３ヶ月の終値単純平均値644円に対して28.88%（小数点以下第三位を四捨五入）及び平成26年５月14日までの直近６ヶ月の終値単純平均値597円に対して39.03%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを加えた金額となります。また、本書提出日の前営業日である平成26年５月15日の対象者株式の東京証券取引所市場第二部における終値625円に対して32.80%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを加えた金額となります。 当社の特別関係者であるZLPLは、平成24年３月に対象者株式210,000株を市場外取引により１株あたり254円で取得し、また平成25年９月に対象者株式63,700株を市場外取引により１株あたり362円で取得しております。これらの取得価格と本公開買付け価格との間には468円から576円の差異がありますが、これは主に当該取引が行われた時点以降の対象者株式の株価の動向及び相対取引であった当該取引と本公開買付けにおいて付されるプレミアムによるものです。
算定の経緯	TCILグループと対象者グループは、継続してASEAN地域における更なる業務提携関係の深化のための意見交換を継続的に行って参りました。更に、TCILグループと対象者グループは、平成25年12月頃から、具体的な提携内容等に関して協議を重ねた結果、TCILグループと対象者グループが持つ自動車関連事業のノウハウ、事業基盤を組み合わせ、ASEAN地域における自動車関連の組立生産から、輸送、販売、アフターサービス、中古車流通、解体までのバリューチェーンを構築することを目的として、平成26年５月15日に本公開買付けの実施及び本資本業務提携契約の締結を決定いたしました。 上記を踏まえて、当社は、前記「算定の基礎」欄に記載のとおり最終的に平成26年５月15日の取締役会決議において、本公開買付け価格を830円と決定いたしました。

（３）【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
4,802,000（株）	1,896,000（株）	4,802,000（株）

- （注１） 応募株券等の総数が買付予定数の下限（1,896,000株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の上限（4,802,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の13第５項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。
- （注２） 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- （注３） 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数（個）(a)	48,020
aのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）(b)	—
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）(c)	—
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数（平成26年5月16日現在）（個）(d)	—
dのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）(e)	—
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）(f)	—
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（平成26年5月16日現在）（個）(g)	39,154
gのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）(h)	—
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）(i)	—
対象者の総株主等の議決権の数（平成25年12月31日現在）（個）(j)	170,910
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数の占める割合(a/j) (%)	28.09
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100) (%)	51.00

（注1） 「買付予定の株券等に係る議決権の数(a)」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数（4,802,000株）に係る議決権の数を記載しております。

（注2） 「対象者の総株主等の議決権の数（平成25年12月31日現在）（個）(j)」は、対象者が平成26年2月13日に提出した第68期第2四半期報告書に記載された平成25年12月31日現在の総株主の議決権の数（1単元の株式数を100株として記載されたもの）です。ただし、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数の占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、単元未満株式に係る議決権の数（上記四半期報告書に記載された平成25年12月31日現在の単元未満株式1,542株から、平成25年12月31日現在の対象者の保有する単元未満自己株式11株を控除した1,531株に係る議決権の数である15個）を加えて、「対象者の総株主等の議決権の数（平成25年12月31日現在）（個）(j)」を170,925個として計算しております。

（注3） 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数の占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6【株券等の取得に関する許可等】

（1）【株券等の種類】

普通株式

（2）【根拠法令】

外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。以下「外為法」といいます。）第27条第1項

公開買付者は、平成26年4月23日に、外為法第27条第1項に従い、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行いました。当該届出受理後、公開買付者が対象者の発行済株式の10%以上を取得できるようになるまで、30日の待機期間が必要ですが、当該待機期間は1週間に短縮され、平成26年5月1日より公開買付者による対象者株式の取得が可能となっております。

（3）【許可等の日付及び番号】

許可等の日付 平成26年5月1日

許可等の番号 JD第28号

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

- ① 公開買付代理人
東海東京証券株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号
- ② 本公開買付けに応募する対象者の株主（以下「応募株主等」といいます。）は、公開買付代理人所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、公開買付期間の末日の16時まで、公開買付代理人の本店又は全国各支店において応募してください。なお、応募の際にはご印鑑をご用意下さい。
- ③ 本公開買付けに係る応募の受付にあたっては、応募株主等が、公開買付代理人に証券取引口座を開設した上、応募する予定の株券等が当該証券取引口座に記録管理されている必要があります。本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。また、本公開買付けにおいては、対象者指定の株主名簿管理人（みずほ信託銀行株式会社）の特別口座に記録されている株券等をもって本公開買付けに応募することは出来ません。応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された証券取引口座又は株主名簿管理人の特別口座に記載又は記録されている場合は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した証券取引口座への振替手続を完了している必要があります。（注1）
- ④ 公開買付代理人に証券取引口座を開設しておられない応募株主等には、新規に証券取引口座を開設していただく必要があります。証券取引口座を開設される場合には、本人確認書類（注2）が必要になります。
- ⑤ 上記③の応募株券等の振替手続及び上記④の口座の新規開設には一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。
- ⑥ 外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。
- ⑦ 日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、一般的に株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。（注3）
- ⑧ 応募の受付に際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込みの受付票が交付されます。

（注1） 対象者指定の株主名簿管理人の特別口座から公開買付代理人の証券取引口座に株券等の記録を振替える手続について

対象者指定の株主名簿管理人の特別口座から公開買付代理人の証券取引口座に株券等の記録を振替える手続を公開買付代理人経由で行う場合は、当該株主名簿管理人に届け出ている個人情報と同一の情報が記載された「口座振替申請書」による申請が必要となります。詳細については、公開買付代理人又は当該株主名簿管理人にお問合せ下さいようお願い申し上げます。

（注2） 本人確認書類について

公開買付代理人において新規に口座を開設される場合又は日本国内の常任代理人を通じて応募する外国人株主の場合には、次の本人確認書類が必要になります。本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお問い合わせください。

個人・・・住民票の写し（6ヶ月以内に作成されたもの）、健康保険証、運転免許証等（氏名、住所、生年月日全てを確認できるもの）。

法人・・・登記事項証明書、官公庁から発行された書類等（6ヶ月以内に作成されたもので名称及び本店又は主たる事務所の所在地の両方を確認できるもの）。法人自体の本人確認に加え、取引担当者（当該法人の代表者が取引する場合はその代表者）個人の本人確認が必要となります。

外国人株主・・・常任代理人に係る上記本人確認書類及び常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書（当該外国人株主の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の住所地の記載のあるものに限ります。）の写し、並びに常任代理人が金融機関以外の場合には、日本国政府の承認した外国政府若しくは権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの。

(注3) 日本の居住者の株式等の譲渡所得に関する申告分離課税について（個人株主の場合）

日本の居住者である個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得には、原則として申告分離課税が適用されます。本公開買付けへの応募による売却につきましても、通常の金融商品取引業者を通じた売却として取り扱われることとなります。税務上の具体的なご質問等につきましては、税理士などの専門家にご確認いただき、株主ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の16時までには、応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込みの受付票を添付の上、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付代理人に交付され、又は到達した時に効力を生じます。したがって、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付期間の末日の16時までには公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。

解除書面を受領する権限を有する者

東海東京証券株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号

（その他東海東京証券株式会社全国各支店）

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、下記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

東海東京証券株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金（円）(a)	3,985,660,000
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(b)	35,000,000
その他(c)	4,000,000
合計(a)+(b)+(c)	4,024,660,000

(注1) 「買付代金（円）(a)」欄には、買付予定数（4,802,000株）に1株当たりの買付価格（830円）を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

① 【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額（千円）
—	—
計(a)	—

②【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計				—

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
—	—	—	—
計			—

③【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計(b)				—

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
投資業	ティーシー・エクイティ・リミテッド (TC Equity Limited) 英領バージン諸島 ロード タウン ピーオー ボックス 3340	買付け等に要する資金の借入れ 担保：なし 利率、返済期：協議の上 追って決定する	2,073,837
自動車販売・整備業	モーター・イメージ・チャイナ・リミテッド (Motor Image China Limited) 香港 ワンチャイ ハーバーロード 6-8 シュイオン センター ユニット 3001 30/F	買付け等に要する資金の借入 担保：なし 利率、返済期：協議の上 追って決定する	2,073,837
計(c)			4,147,675

(注) ティーシー・エクイティ・リミテッド (TC Equity Limited) (以下「TEL」といいます。) 及びモーター・イメージ・チャイナ・リミテッド (Motor Image China Limited) (以下「MICL」といいます。) は、当社の最終的な親会社であるTCILの関係会社であります。当社は、TEL及びMICLから、上記資金の裏付けとして、本公開買付けに係る決済の開始日の1営業日前までに、それぞれ2,073,837千円を限度として融資をする予定がある旨の証明書を平成26年5月14日付で取得しております。また、当社は、TEL及びMICLが融資に必要な資金を保有していることを、TELについてはHL銀行、MICLについてはホンリョン銀行からの資金証明により、それぞれ確認しております。

④【その他資金調達方法】

内容	金額（千円）
—	—
計(d)	—

⑤【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

4,147,675千円 ((a)+(b)+(c)+(d))

(3)【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10【決済の方法】

(1)【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

東海東京証券株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号

(2)【決済の開始日】

平成26年6月19日（木曜日）

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合、決済の開始日は平成26年7月3日（木曜日）となります。

(3)【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以降遅滞なく、応募受けをした公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した銀行口座へ送金致します。

(4)【株券等の返還方法】

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を決済の開始日（本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに応募が行われた直前の記録に戻す（公開買付代理人の証券取引口座に記録する。）ことにより返還します。

11【その他買付け等の条件及び方法】

(1)【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限（1,896,000株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の上限（4,802,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に1単位（100株）未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単位未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たない場合は、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単位（追加して1単位の買付けを行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数）の応募株券等の買付けを行います。ただし、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付けを行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単位未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単位（あん分比例の方式により計算される買付株数に1単位未満の株数の部分がある場合は当該1単位未満の株数）減少させるものとしま

す。ただし、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付株数を減少させる株主等を決定します。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イないしリ及びヲないしソ、第3号イないしチ及びヌ、並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に至る事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと、本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類も、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名ないし交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者でないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

①【会社の沿革】

年月	沿革
平成26年4月	香港法に基づく非公開会社としてゼニス・ロジスティクス・リミテッド（ZENITH LOGISTICS LIMITED）（本店所在地：中華人民共和国香港特別行政区 ワンチャイ ハーバーロード6-8 シュイオンセンター ユニット 1211-14（Unit1211-14 Shui On Centre,6-8 Harbour Road Wanchai,Hong Kong））を資本金1香港ドルで設立。同月、資本金を100香港ドルに増資。

②【会社の目的及び事業の内容】

（会社の目的）

投資業

（事業の内容）

対象者株式を取得及び保有することを主たる事業内容とします。

③【資本金の額及び発行済株式の総数】

平成26年5月16日現在

資本金の額	発行済株式の総数
100香港ドル	100株

④【大株主】

平成26年5月16日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合 (%)
アドバンス・パシフィック・ ホールディングス・リミテッド (Advance Pacific Holdings Limited)	中華人民共和国香港特別行政区 ワンチャイ ハーバーロード6-8 シュイオンセン ター ユニット3001 (Unit 3001 Shui On Centre, 6-8 Harbour Road Wanchai,Hong Kong)	80	80.0
ゼニス・ロジスティクス・ピー ティーイー・リミテッド (Zenith Logistics Pte. Limited)	シンガポール共和国 シンガポール589622、 ブキット タイマー ロード 911 (911 BUKIT TIMAH ROAD, SINGAPORE 589622, SINGAPORE)	20	20.0
計	—	100	100.0

⑤【役員の職歴及び所有株式の数】

平成26年5月16日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴		所有株式数 (千株)
取締役	—	ワン・ヨン・ルー ク・ジョセフ (Ong Yong Loke, Joseph)	昭和24年2月4日	昭和56年10月 平成10年7月 平成26年4月	TCILグループ入社 TCILエグゼクティブ・ダイレクター就任 (現任) ゼニス・ロジスティクス・リミテッド取 締役就任(現任)	—
取締役	—	スン・チュー・ ハット(Sng Chiew Huat)	昭和22年10月6日	昭和52年6月 平成10年7月 平成12年6月 平成26年4月	TCILグループ入社 TCILエグゼクティブ・ダイレクター就任 (現任) ZLPL取締役就任(現任) ゼニス・ロジスティクス・リミテッド取 締役就任(現任)	—
取締役	—	テオ・シユクギー (Teo Siok Ghee)	昭和27年4月9日	昭和56年10月 平成8年1月 平成10年7月 平成26年4月	TCILグループ入社 TCILシニア・マネジメント就任(現任) TCILカンパニー・セクレタリー就任(現 任) ゼニス・ロジスティクス・リミテッド取 締役就任(現任)	—
計						—

(2)【経理の状況】

公開買付者は、平成26年4月8日に設立された会社であり、本書提出日現在、設立後、事業年度が終了して
いないため、財務諸表は作成されていません。

(3)【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

①【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

ハ【訂正報告書】

②【上記書類を縦覧に供している場所】

2【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成26年5月16日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	39,154 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	39,154	—	—
所有株券等の合計数	39,154	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(一)	—	—

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

(平成26年5月16日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	— (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	—	—	—
所有株券等の合計数	—	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(一)	—	—

(3)【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

(平成26年5月16日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	39,154 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	39,154	—	—
所有株券等の合計数	39,154	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(一)	—	—

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

① 【特別関係者】

(平成26年5月16日現在)

氏名又は名称	ゼニス・ロジスティクス・ピーティーイー・リミテッド (Zenith Logistics Pte.Limited)
住所又は所在地	シンガポール共和国 シンガポール589622、ブキット タイマー ロード 911 (911 BUKIT TIMAH ROAD, SINGAPORE 589622,SINGAPORE)
職業又は事業の内容	他の事業会社への投資若しくは持分の保有を主たる事業の内容とする。
連絡先	連絡者 シティユーワ法律事務所 弁護士 播摩 洋平 連絡場所 東京都千代田区丸の内二丁目2番2号 丸の内三井ビル 電話番号 03-6212-5500
公開買付者との関係	公開買付者に特別資本関係を有する法人 公開買付者と共同して対象者の株主としての議決権その他の権利を行使することに合意している者

② 【所有株券等の数】

ゼニス・ロジスティクス・ピーティーイー・リミテッド

(平成26年5月16日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	39,154 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	39,154	—	—
所有株券等の合計数	39,154	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(一)	—	—

2 【株券等の取引状況】

(1) 【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

① 対象者取締役会における賛同決議

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付け及び本資本業務提携に関して慎重に検討した結果、対象者が置かれた国内における事業環境は一層厳しさを増すことが予想され、今後、更なる拡大が予想されるアジア地域への進出は不可欠であり、従来よりの事業パートナーであるTCILグループとの資本関係を強化し、業務提携関係を深化させることは、今後の対象者の更なる成長・発展と企業価値の一層の向上に資すると判断し、平成26年5月15日開催の対象者取締役会において、審議及び決議に参加した取締役（取締役8名中、出席取締役7名）7名の全員一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明することを決議したとのことです。一方で、本公開買付けにおいては買付予定数の上限が設定され本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される予定であるため、対象者の株主としては本公開買付け後も対象者株式を所有することも十分な合理性が認められることに鑑み、本公開買付けに応募するか否かについては中立の立場をとり、対象者の株主の皆様の判断に委ねることを決議したとのことです。なお、対象者取締役会の決議の詳細については前記「3【買付け等の目的】」の「(4) 本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の同意及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

② 本資本業務提携契約

TCILは、対象者との間で、本公開買付けに関連して、平成26年5月15日付で、本資本業務提携契約を締結しており、主要な項目の概要は前記「3【買付け等の目的】」の「(3) 本公開買付けに関する重要な合意等」をご参照ください。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

決算年月	—	—	—
売上高	—	—	—
売上原価	—	—	—
販売費及び一般管理費	—	—	—
営業外収益	—	—	—
営業外費用	—	—	—
当期純利益（当期純損失）	—	—	—

(2)【1株当たりの状況】

決算年月	—	—	—
1株当たり当期純損益	—	—	—
1株当たり配当額	—	—	—
1株当たり純資産額	—	—	—

2【株価の状況】

(単位：円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 市場第二部						
月別	平成25年11月	平成25年12月	平成26年1月	平成26年2月	平成26年3月	平成26年4月	平成26年5月
最高株価	505	526	650	705	679	700	680
最低株価	401	484	530	604	627	592	610

(注) 平成26年5月については、5月15日までのものです。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数 （単元）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数の割合 （％）	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

① 【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合 (%)
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
計	—	—	—

② 【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合 (%)
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
計	—	—	—	—

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

① 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第66期（自 平成23年7月1日 至 平成24年6月30日） 平成24年9月27日 関東財務局長に提出

事業年度 第67期（自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日） 平成25年9月26日 関東財務局長に提出

② 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第68期第3四半期（自 平成26年1月1日 至 平成26年3月31日） 平成26年5月15日 関東財務局長に提出

③ 【臨時報告書】

該当事項はありません。

④ 【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社ゼロ

（神奈川県川崎市幸区堀川町580番地ソリッドスクエア西館6階）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6 【その他】

該当事項はありません。